

13 基準認証等

2 その他（検査周期の延長、基準の緩和・簡素化・統一化・整合化）

規制改革推進3か年計画（改定）（平成14年3月29日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
電気用品安全法に関する規制の見直し（経済産業省）	a 平成13年4月からは(平成11年法改正)、それまで型式区分による届出が不要であった特定電気用品以外の電気用品について届出義務を付加しており、事業者の負担は増している。行政による立入検査などの事業者の調査に必要な区分等、法の目的に照らし必要最小限の規制となるよう、型式区分の記載内容の合理的な変更を検討する。	速やかに検討				製品安全を確保するとともに、事業者にとって過度な負担とならない事前届出の在り方について、関係事業者団体等に検討を依頼した。	
	b 電気用品に関する国際的な技術基準は、技術の進展等に伴い改訂が進められており、現行の国内基準については、現在、鋭意整合化作業が行われているところであり、速やかにその整合化を図る。	措置済				「電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準」（平成14年3月18日策定）により措置した。	